

Title	米国に於ける戦債帳消論
Sub Title	
Author	町田, 義一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1933
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.27, No.11 (1933. 11) ,p.1637(31)- 1672(66)
JaLC DOI	10.14991/001.19331101-0031
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19331101-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

米國に於ける戦債帳消論

町田義一郎

戦債及び賠償問題の存在を以て現世界恐慌の根本的な原因であると説く論者も尙存在する。併し之を現恐慌の根本原因とは到底考へ得ない。例へば *Mlynarski* なぞも認めて居る如くに、戦債及び賠償金は一九二六—二八年までは何の不況をも惹起さずに支拂はれ、寧ろ當時は戦後に於ける最繁榮期であつた。又その支拂を停止したフーヴァー・モラトリウムも恐慌の發展を阻止し得ず、その停止の一年後には更に激しいカタストロフィの危機を生じた。戦債及び賠償金問題は恐慌に確に責任ありとするも、それだけでは今日のこの大カタストロフィを説明し得るものでない。従つて又此問題の徹底的な解決を見るも之を以て世界恐慌の克服策とは到底見做し得ない。或は事實上その何れの支拂も停止されてしまつた今日となつては、*Kerres* の言の如く、問題自體既に「全く死せる」*as dead as nuton* もので、「腐りかけの羊の肉の如き」ものと極言し得るかもしれぬ。註今や歐洲側の強硬な不拂の態度に對して米國が今後如何なる態度に出るか、全く主客顛倒の觀がある。此點から見れば、戦債及び賠償問題は終に

米國の問題——對歐關係を如何に處するかの——に歸したとも云ひ得るであらう。

註 Mlynarski, F. — Credit and Peace. p. 10. Keynes, J. M. — The World's Economic Crisis. 1932. p. 76.

洵に賠償問題だけを探つて見れば、ドーズ案、ヤング案、フーヴァー・モラトリウムを経て昨年のローザンヌ會議の決議——三十億マルクの歐洲復興資金の交付——はその最終的解決に到達したものと云ひ得るであらう。蓋し復興金の支拂に就ては「決議案一項」に依る次の如き條件の公債の發行提供を以てした事は事實上賠償の棒引に等しきものである。即ちその發行條件は(一)三ヶ年後市場の情況が公債發行に適當なる場合に發行、(二)發行價格九十マルク、(三)利子五分並に減債基金に振當つべき利子一分、(四)本條約批准後十五ヶ年間、本公債發行不可能の際には本公債は廢棄、(五)本公債はバーゼルに於ける國際決済銀行之を保有し、公債の收入を歐洲の復興基金に充當。

此決議は之を一九三〇年二月のヤング案に依る賠償額千百三十九億五百七十萬マルク、五十八年々賦に比する時は雲泥の差と云はねばならぬ。而も三ヶ年の猶豫期間が附され、その上條約批准後十五ヶ年間公債を發行し得る状態に回復せざる時は公債の發行は廢棄されるのである。此事は獨乙から見れば、現在のところ賠償の廢棄が承認されたに等しい。註賠償廢棄を一モットーとしたヒットラー一派が絶對的勢力を獲得した今日、獨乙が敢へて賠償廢棄を俄に聲明する必要のない所以である。併し乍ら此決議の實現には決定的な一條件が残されて居る。それは對米戰債問題の解決である。之が何等かの解決を見ざるうちは、ローザンヌ會議の成果も單に一片の反故に過ぎぬ事になるかもしれぬのである。蓋し英佛伊日間の紳士協約に依れば、ローザンヌ協定の最終的效力の發生は各國の批准

終了後なること、而もその批准は各國の債權國との間に協定成立後に行ひ、斯くて初めて對獨協定は效力を發生す可く、若し批准不成立の際にはフーヴァー・モラトリウム以前の狀態に立ち歸る可きことが約されて居る。茲に「各國の債權國」とは合衆國に外ならず、従つてローザンヌ協定は對米戰債問題に就て何等かの解決を見ねば批准されるに至らず、またその效力の發生を期待し得ぬ譯である。斯くて残されて居るのが對米戰債問題である。そして茲に一九二三年の英國を初めとし、一九二九年のギリシアを最後として償還協定の成立を見た歐洲聯合國の對米戰債問題を再燃せしめるに至つた。

註 拙稿「現時の世界經濟恐慌概観」六五頁(世界經濟問題講座)

之を實際問題として見るに米國々務省は、ローザンヌ協定の發表と共に、同國も亦戰債の減額に就て各國の提案に對して個別的に考慮する用意のあることを聲明した。而も主債務國たる英國から米國に對する此問題に就ての意見の交換とフーヴァー・モラトリウム期限後最初の戰債支拂日一九三二年十二月十五日の支拂停止の要求は米國の拒絶するところとなつた。そして同期日に之を支拂つたのは英國、伊太利、チェッコスロヴァキア、ラトヴィア及びリトアニアだけであつた。佛國の如きはそのためにより内閣の總辭職を見た。英國も亦對米通牒中に於て「今回の支拂は英國政府に依るこの種支拂の最終的支拂と思考する可きもの」とする旨を述べた。斯くてこのまゝでは今後戰債不履行に依る歐洲聯合國側對合衆國の對立の持續の外ない。その間戰債償還協定を古請文として、ローザンヌ協定は未批准のまゝ生きて居る譯である。併し之は歐米間に別の重大な紛糾を生ぜしめずには置かねであらう。

併し斯くの如き事は極端な債權強要國か、捨鉢な債務廢棄國を除いてはよく忍び得る所でない。英米の間には既に今春、此問題に就て協議される事になつて居つたが、米國の金融恐慌の勃發は之を今秋まで持越させる事になつた。英米間の協商の結果如何。償還條件の緩和か、或は進んで棒引か。何れにしても英國は——従つて英米間の協定の成立を見た上で順次協議の開始されるであらうと思はれる歐洲の諸國も——實質的に棒引に近い大讓歩を得て、ローザンヌ會議の成果を反故たらしめざる程度の解決を得ざれば満足しないであらう。然るに後に述べるが如く、戦債と賠償との無關係、並に戦債帳消反對は平和會議以來の合衆國政府のモットーである。而も交渉の決裂はその後に來る紛糾を恐るゝ英米兩國の斷行し得る所ではなく、必らずや幾多の交渉の後、合衆國が他に何等かの代償を得て大讓歩を——實質的には棒引に等しい承認——を爲すに至るのではあるまいか。茲に戦債及び賠償問題の決定的解決を見得る譯である。而も此解決は到底、一部の人々の期待するが如く此世界恐慌打開の鍵たり得るものではない。

二

對米戦債問題に就ての歐洲側の主張がその實質的な帳消の要望にあることは明瞭である。之に對する米國側の見解、即ち政府當局者の主張、民衆の輿論、識者の意見は如何であらうか。之ぞ此問題解決の鍵であると云へるであらう。今同國に於ける之等の趨趨を窺はんとするに先立つて、事の順序として戦債の起源、その額、その整理等の事情に就て極めて簡単に適記して置く。

一般的に云へば、歐洲大戰に關する戦債には獨乙からその同盟國への戦債と聯合國側の間の戦債とがある。前者の問題は獨乙のマルクの暴落と共に解消したものであつて、戦債問題として取扱はれるのは聯合國間に於ける戦費を主として、それに戦後の救援資金その他の債務の問題である。そしてそれにも英國を主たる債權者とする歐洲内に於ける戦債の問題があるが、併しそれは茲では問題としない。英佛を初めとしての歐洲聯合國の對米戦債が問題の中心である。蓋し此對米戦債の解決は自づと歐洲内に於ける戦債問題を解決することはその主債權國たる英國の態度に依つて明であり、また之が事實上賠償問題をも解決するものなる事は既述した所である。

合衆國參戰以前に歐洲諸聯合國が米國で借入れた債務は戦債問題には入らず、合衆國の參戰後(一)同國政府が自由公債法を制定し、同公債の發行に依つて、聯合國に戦費を主として、それに休戦後の歐洲小國の復興資金の供給、(二)窮迫せる歐洲諸國を救済する爲に、一九一九年救援法を制定しての食糧品その他の供給、並に同三月の合衆國穀物會社の組織に依る小麦粉の供給、(三)休戦後合衆國がその剩餘軍需品を各國への賣却金の合計が所謂對米戦債の總額である。而も茲に注意すべきは最巨額に及ぶ自由公債の發行に依る戦費の供給は、合衆國內に於て軍需品食糧品等に代へられて歐洲へ輸送されたものであり、また他の項目に就ても明なる如く、戦債の殆んど全部が米國內で高い戦時物價で購入された物資であつた事である。今歐洲聯合國の右の各項目別の對米戦債(一九二二年十一月現在)並にそれに對する利子を表示するに次の通である。(Moulton, H. & Pasvolsky, L.—War Debts and World Prosperity, 1933, pp. 430-431の表に依る。金額は單位千弗)

國名	自由公債法に依る			剩餘軍需品の賣却に依る(1918年7月9日の法令)			救済法の實施に依る(1919年2月25日の法令)			合衆國製物會社の小賣物賣却に依る(1919年3月30日の法令)			合計		
	元	金	利子	元	金	利子	元	金	利子	元	金	利子	元	金	利子
アルメニア															
オーストリア							8,028.4	1,204.3	3,931.5	473.0	11,959.9	1,677.3	13,637.2		
ベルギー	347,251.0									24,055.7	2,886.7	24,055.7	2,886.7	26,942.4	
キューバ	7,740.5											377,125.7	60,073.4	437,197.1	
チエッコスロヴァキア	61,974.0											7,740.5		7,740.5	
エストニア												91,887.7	14,404.6	106,292.3	
フィンランド												13,999.2	2,089.6	16,088.8	
フランス	2,933,405.1											8,281.9	1,012.4	9,294.3	
大英國	4,135,818.4											3,340,746.2	503,386.0	3,844,132.2	
ギリシア	15,000.0											4,135,818.4	611,044.2	4,746,862.6	
ハンガリー												15,000.0	750.0	15,750.0	
イタリア	1,648,034.0											1,685.8	202.3	1,888.1	
リトアニア												1,648,034.0	284,681.5	1,932,715.5	
ニカラガタ	26.0											5,132.3	643.6	5,775.9	
ポーランド												26.0	3.5	29.5	
ルーマニア												4,981.6	747.2	5,728.8	
ロシア	23,205.8											170.6		170.6	
ユーゴスラヴィア	187,729.8											135,662.9	17,618.8	153,281.7	
合計	26,126.6											36,128.5	5,864.1	41,992.6	
	9,386,311.2											192,601.4	39,712.7	232,314.1	
												51,104.6	7,994.1	59,098.7	
												574,876.9	18,041.1	592,918.0	
												84,094.0	12,192.4	96,286.4	
												56,858.8	6,732.0	63,590.8	
												10,102,140.9	1,554,792.0	11,656,932.9	

(イ) = カラガタの債務には無利子(ベルギーの \$ 2,284,151.40 に越する或債務にも同様無利子)

(ロ) 利子は満期日に支拂はる。

(ハ) Pitman 銀貸付に依る \$ 61,000,000 の英國の負債を含む(その辨済方法は別に定めらる)

(ニ) 英國は 1922年10月16日に \$ 50,000,000 及び 1922年11月15日に \$ 50,000,000 を支拂ふ。

右表に依つて明なる如く、對米債務總額の四二%は英國、三三%は佛國、一六%は伊太利の負ふ所である(その合計は九〇%餘)。而も英國は對米債務の二倍以上を佛、露、伊その他に供給し、佛國も亦露、白その他に巨額の戦費の貸付を爲す等歐洲聯合國間に戦債關係を生じて居る事は既述の通である。(露西亞は十月革命と共に一切の外債を廢棄した。)

然らば此對米債務は如何に整理されたか。英國は後述の如く早くから戦債帳消を提唱したが、勿論合衆國の相容るところでなく、合衆國政府は一九二〇年三月に三ヶ年の利子支拂の猶豫を債務國に通告し、その後各國との間に數年に亘つて個別的に償還に就ての協定を締結した。即ちその協定の内容を表示すれば

國名	償還協 定成立時	基本債務	年次銷却 金合計	利子合計	協定成立後一 九三〇年末迄 の支拂額		支拂期間
					千弗	千弗	
英 國	一九三三年六月	4,600,000	4,200,000	六五五,九六一	一,二六五,七五〇	一九三三—一九三五年	
佛 國	一九三六年四月	4,016,000	4,016,000	二,三三三,六三三	七,五七三	一九三六—一九三七年	

米國に於ける戦債帳消論 三七 (一六四三)

米國に於ける戦債帳消論

国名	年次	金額	備考
白 耳 義	一九三五年八月	四一七、七〇〇	三八 (一六四四)
伊 太 利	一九三五年二月	二、〇四三、〇〇〇	同上
ユーゴスラヴィア	一九三六年五月	六三、八〇〇	同上
ルーマニア	一九三五年三月	四、九〇〇	同上
ギリシア	一九三五年五月	一八、一三五	同上
小 計		二、二五三、四四五	
B 救援資金			
ポ ー ラ ン ド	一九三四年二月	一七八、五〇〇	一九三三年—一九三五年
チエッコスロヴァキア	一九三五年一〇月	二五、〇〇〇	一九三六年—一九三七年
エ ス ト ニ ア	同 上	一三、八〇〇	一九三三年—一九三五年
フ イ ン ラ ン ド	一九三三年五月	九、〇〇〇	同上
ラ ト ヴ ィ ア	一九三五年九月	五、七七五	同上
リ ス ト ニ ア	一九三四年九月	六、〇〇〇	同上
ハンガリー	一九三四年四月	一、九〇〇	同上
オーストリア	一九三六年一月	三、四三〇	一九三五年—一九三七年
ギリシア	一九三五年五月	二、一六七	一九三五年—一九三六年
小 計		三三六、九三一	
合 計		二、五九〇、三七六	

国名	金額	備考
C 其他	千弗	
ア ル メ ニ ア	一七、八三三	
ニ カ ラ ガ ア	三〇〇	三六、八三六(回収不能、一九二九年末現在)
ロ シ ア	二九八、六九二	
リ ベ リ ア	三六	支拂済(元利合計三六・五)
キ ユーバ	一〇、〇〇〇	支拂済(同上二、二八六・七)

(東京商工會議所「賠償及戦債支拂猶豫問題と世論」に依る。)

右表の如く、國に依り條件を異にすれどロシアその他の回収不能分を別として、對米戦債は何れも長期償還債務に整理され、また同表の示す如く、一九三〇年末までの支拂も行はれて、一應の解決を遂げた然るに世界恐慌の發展は終にフーヴァー・モラトリアムとなり、またローザンヌ協定となつて、對米戦債は再び歐米間の問題となるに至つた。その上合衆國の戦債帳消——少なくとも實質的な——如何が決定的な問題となつて居る事は既述したところである。併し戦債帳消そのものは遠く平和會議當時に溯つてそれ以來英國政府が主張して居る所であり、又歐米識者の間に戦後歐洲の回復並にその後の不況對策として今日まで絶へなかつた主張である。而も世界恐慌の深刻化と共に、その克服策として、殊に合衆國の經濟的復興策として合衆國內に於ても有力なる識者の間に説へられるに至つた。

三

對米を主としての戦債整理に就ては、既に休戦條約の成立後、平和會議に前後して歐洲の多くの學者、實際家に依

つて種々な提案が試みられた。而してその徹底せるものは全般的な「戦債帳消論」であつた。四ヶ年余の戦闘に疲弊しきつた歐洲側には精神的も亦物質的にも帳消論を主張し得る種々な論據がある様に思はれた。休戦後間もなく、Sir Martin Conway はニューヨーク・タイムス及び倫敦のモーニング・ポスト紙上に於て之を提唱した。學者では Keynes の *The Economic Consequences of the Peace* (1919) 及び後には *A Revision of the Treaty* (1922) 中の所説は周知の通である。外交上の問題としては平和會議に於て英國の専門委員及び財政代表者に依つて非公式に提議されたが、早速合衆國側の拒否を蒙つた。首相 Lloyd George に依つても一九二〇年の Hythe 及び Fougere の首相會議に於て同案は再び説かれたと云はれて居る。その後も英國は米國に對して交渉を重ねたが、兩者の見解は全く相反し到底米國の容れるところとならずして、Wilson 大統領の Lloyd George 宛返信を最後として此問題は打切られた。註一。そして一九二一年三月には大統領も Harding に代り、歐洲諸國もその注意を賠償問題に集中した。而も英國は未だ帳消の主張を諦め得ずして、一九二二年五月には一方對米債務の償還を聲明すると共に、別に八月一日には外相 Arthur J. Balfour の名を以て所謂「バルフォア覚書」を發表した。註二。

註一 當時に於ける種々なる整理案の提唱、英米間の交渉等に就くは Friedman, E. M. — *International Finance and its Reconstruction*. (1922) pp. 541-554. 並に Moulton & Pasvolsky — *War Debts and World Prosperity*. (1933) Chap. IV pp. 48-70 を参照せられ度。

註二 Balfour Note の本文は Moulton & Pasvolsky — *World War Debt Settlements* (1927) Appendix C 或は Reid, L. J. — *Britain and the War Debts* (1933) Appendix A 参照。

此覺書の要旨は英國の主張は飽くまでも賠償戦債の全般的帳消にあるが、その實現不可能なるに於ては、英國はその債權國に支拂ふ必要以上にその債務國に要求するものでないと云ふ事を明にしたものである。同一見解は既に平和會議の際に Lloyd George に依つて説かれた所であるし、尙その後には於ける英國の態度——従つて佛蘭西の賠償金に對する強い要求がありはしたが、大體に於て歐洲諸國を指導してローザンヌ協定までに運んだ英國の態度——は之に終始して來た(少なくとも一九三二年末までは)。合衆國に於ける戦債帳消論の消長を主題とせんとする本論に於ては、歐洲側に於ける當時の主張に就ては之以上言及し得ない。併し英國政府の帳消の主張に至つては自國の確實な支拂能力を以て負ふ債務——之あるが爲に米國が帳消論に賛成せぬとも云ひ得る——の代償として、支拂能力の疑はしき他國への債權を犠牲に供せんとする極めて賢明な策と稱せねばならぬ。

然らば米國側の態度は如何であつた。政府の態度は平和會議以來、戦債と賠償との無關係を主張し、帳消反對に終始して來て居る。戦債と賠償との無關係は法律的、又形式的には主張し得たとしても、後述の如く經濟上又事實の上に於て兩者の間に密接なるものゝあるを認めざるを得ない。斯くして米國政府もその無關係を主張しながらも、事實上之を認めざるを得ぬのである。また債權國政府がその債權棒引に反對し、又せざるを得ないといふ事も一應極めて簡單明瞭な理由に依るものである。戦債の棒引は、その爲に發行された自由公債の元利金の巨額の支拂を合衆國が引受ける事になる。それは結局に於て合衆國民衆の負擔に歸する譯である。此點に於て一般民衆が之に反對するのは當然の事であるし、従つて民衆の支持に依つて立つ共和黨も民主黨も、何れの政府も歴代戦債帳消の反對

を表明し、苟も之に賛意を表するが如きことを爲し得ないものである。

併し合衆國の識者の中、紐育の銀行家 Frank A. Vanderlip は歐洲復興の爲に一九一九年六月に英佛債務の免除を主張し、又前検事長 George W. Wickersham は之に賛意を表した。自由主義の週刊 New Republic も亦佛國の獨乙に對する不可能な賠償要求を緩和する目的を以て之を説へた。註一 尙當時多くの人々に依つて主張された帳消論の論據が如何なる點にあつたか、又之等に對して如何なる反對論が説へられたかは、帳消論に對する Friedman の反駁を簡単に摘記することによつて、その兩説の適否は別として、その大要を窺ひ得るであらう。即ち Friedman の所論は次の如くである。註

戦債帳消論の論據

第一、財政上からの主張

- (A) 債務國の支拂不能
- (B) 歴史上前例なき巨額なること
- (C) 債務國の豫算の不足
- (D) 米國への利子の支拂が債務國の爲替相場場の不安定の原因

Friedman の反駁論

英佛の所有する外國有價證券の多額なること、休戦後の英佛の海外投資、更には佛蘭西の軍備費の多額なることから見ても支拂可能。戦敗國獨逸が賠償金を支拂ひ得る位ならば、佛蘭西も亦支拂ひ得る。一九二〇年には英國を除き、歐洲諸國の不足額は米國への利子支拂額の三十倍であつて、米國への利子は、例へば佛蘭西では豫算經費總額の一・六% (豫算不足額の二・八%) 伊太利ではその一・七% (同上三%) 等全體としては小額に過ぎない。利子は債務國の入超總額の小部分に過ぎぬを以て爲替相場變動の重要原因にあらず、尙米國の三ヶ年間の利子支拂の猶豫に依り實際には影響すること

- (E) 大戦に對する米國の犠牲の比較的少なかりし事

- (F) 聯合國は九六〇〇百萬弗の金を得られぬに依つて、金では支拂ひ得ぬので商品の輸出に依る外ない。若し歐洲が商品のダンピングを行へば米國の貿易は破壊される。

第二、政治上からの主張

- (A) 戦勝國相互間の賠償金の支拂である。
- (B) この帳消の負擔は富裕國の軍國主義撲滅費の出捐である。
- (C) 平和の危殆。戦債の存続は債權國への憎悪を生じ、兩國の外交關係を破る原因となる。

ろがない。

米國は十九ヶ月の参戦に二五、〇〇〇百萬弗の國債を負ふ。(英國は四年三ヶ月に三四、〇〇〇百萬弗、佛蘭西は二四、〇〇〇百萬弗) 六ヶ月の戦争に失つた人命も他の國と殆んど同率である。而もウィルソンは何等の戦勝に依る利益を求めなかつた。英佛は政治的に又經濟的に利益を納めた。米國が富裕だからと云つて帳消にしろと云ふのは倫理的には正しくとも、世界各國の國富再分配の論據とはならぬ。

若し聯合國が商品で支拂へば我國は、結局商品の輸入超過となるであらうが、國內の經濟的狀態はそれに適應する様になるであらう。貿易均衡の顛倒は産業上發展しつゝある國の正常の現象である。

若し米國が戦債を帳消せば、それは米國が歐洲へ賠償金を支拂ふことである、此帳消は米國が最大の罰金を取られることになる譯である。ウィルソンも認めた如く、軍國主義は根絶しなかつた。

帳消論者は之が國際間にソリダリティと眞の友誼とを興ふと稱すれど、米國の帳消は單に一時的感謝を見るに過ぎずして、永久の國際的ソリダリティを促進するものでない。又國際貸借の存在は平和を脅すものでない。蓋し戦前英國の海外投資は米國政府の貸付額の二倍にも及び、單に外債の私有と公

有の相違があるのみ。生産的の必要に依ると否との相違を主張する者あるも戦前の外債にも非生産的なものあり、又米國の戦債も戦勝國に物質的利益を與へた點に於ては生産的貸付金とも見做し得られぬ。平和の危険は寧ろ戦後獨立し或は勢力を得た歐洲諸國の帝國主義的野心にある。

註 Friedman — op. cit., pp. 554-559 参照

Friedman の反駁は論者の眞意を汲まず時には舉足取り或は詭辯に類する嫌なしとせぬ様であるが、併し如何なる帳消可否論が當時行はれたか、之に依つてその大要を窺ひ得るであらう。更に Friedman は(一)米國の負擔過大となる點、(二)國際信用の動搖は到る所に於ける支拂拒絶を惹起する虞ある點、(三)歐洲復興の新信用計畫がその爲に失敗に歸する虞ある點その他から積極的に帳消反對論を説へた。併し又彼は戦債が純然たる商賣上の貸付にあらざること、及び歐洲諸國の現金償還の不可能を認め、之に對する各種の代策に就て考察を加へ、結局將來の事態が歐洲の支拂不能を立證する時は米國の無條件贈與として帳消の行はる可きこと、並に負債額の整理に就ては軍縮計畫の承認を條件とす可きことを主張した。註

註 Friedman — op. cit., pp. 570-584 参照

世界恐慌勃發以前、即ち戦債帳消論の再燃前に於ける帳消論に R. A. Seligman の主張がある。それは一九二一年十月十六日に Toledo に於ける時の商務長官 Hoover の帳消反對演説を駁して十一月五日のニューヨーク・タイムス紙上に發表された寄稿文である。而も彼の所論もその前半は歐洲聯合國に對する合衆國の德義論に終始して居る。

先づ戦債が單純な契約上の債務ではなく、戦争といふ協同目的の爲に行はれたものなるを述べ、参戦に依つて米國は何等の利益を納めずとの Hoover の所説を駁して米國を以て大戦に依る最大の利得者なる所以を叙し、更に各國當局者が債務帳消を承認するとは信じ得ずと爲す Hoover の見解の誤謬を指摘して、最後に米國は債權を要求し得る有ゆる法律上の權利を有するも、之を一層高所より見る時はその道德的權利を有するや否やを疑問とし之を否定して居る。

而して Seligman はその所論の後半に於て、戦債を法律上の債務と見る點からも、その支拂能力如何を疑問とする。而してその能力あるは英國のみと見做し、且つ對米支拂の利子及び年賦金を以て諸國年所得に對する二%—二%の負擔に過ぎずと爲す Hoover の評價は過少にして、少なくともその倍額以上なりと指摘した。更に對米債務の支拂には「輸出し得る餘剰」——原料品或は製造品——に依る外なしと云ふ説に對する Hoover の反駁を批評し、國際貸借決済方法に言及して歐洲諸國は此場合輸出し得る餘剰に依る外なきを認めた。而もその餘剰は(一)社會的所得の餘剰の存在(二)輸出品の形式に外ならざるに、歐洲の現状では前者の餘剰は存せず、又當分社會的收支の均衡を得る見込なく、經濟上破産状態にある所以を説き、更に歐洲にとつて不利なる米國の極端な保護關稅の存在に言及して、結局米國の戦債支拂の要求は聯合國側の獨乙賠償の強要となる外なく、茲に戦債と賠償との解く可らざる縫れの存在を認めた。翻つて彼は聯合國に支拂能力ありとするも、米國に之を受取る能力ありやを問題とした。此點はその後の帳消論者が何れも問題として居るところである。Hoover は所謂國際貿易上の three-cornered trade

に依つて米國にその能力ありと主張すれど Seligman は斯かる貿易關係の圓滿なる遂行は實際上不可能にして結局、商品輸出に依る債務の支拂は一方的に米國の輸入の著しい増加となり、米國産業界に大打撃を與ふるに過ぎざる事を明にした。又債務は支拂ひ得ず、假りに支拂ひ得たりとするも負債者よりも米國自體を害する事大にして、要するにその支拂の強要は歐洲の復興を阻害し、米國の繁榮を危からしめるに過ぎずと見た。斯くて彼は戦債は單に暫時帳簿上に残して置くだけにして、債務存在の事實を債務者をして時々徐に回想せしめるこそ巧妙なる策であると爲した。而して彼は破壊された世界の建設の資金として之等の債務の利用を求め様な何等かの計畫に、その債務者と共に協力することこそ米國にとつて寛大且つ賢明な方法なりと説いた。註

註 Seligman の寄稿は Hodgson, J. G. — Cancellation of International War Debts (1932) pp. 107-120. 参照

四

Seligman の所説の前半にも窺ひ得る所であるが、初期の戦債帳消論には往々その中に大戦後疲弊の極に達せる歐洲に對する同情或は德義的論調を認めたのであるが、時の経過と共にその後の主張には此點が次第に薄らぎつゝあるは自然の事と云はねばならぬ。そして之に代つて、歐洲諸國の支拂能力と米國の受納能力とを中心とする經濟的主張と並んで強調されるに至つたのが世界恐慌或は米國の不況克服策としての帳消論の主張である。之は世界恐慌の勃發とその發展と共に伴つて、之と戦債及び賠償問題との關係に對する考察の結果に外ならない。

然るに此問題に關する米國政府當局の態度は Wilson 以來依然として變る所がなかつた。例へばフーヴァー・モラ

トリアムに際しても表面上變ることがなかつた。否な寧ろ改めて之を高唱した。即ち Hoover はその聲明書中に於て、先づ米國は賠償債務の決定に無關係なりし事を説き、「戦時並に戦後復興の爲に聯合國に貸出した債權の償還は獨乙の賠償金支拂若しくは之に關聯する事項と獨立に決定された。従つて賠償金の問題は全く歐洲の問題にして我々には關係がない。」と兩者の無關係を主張し、帳消問題に就ては「余は如何なる遠き將來に於ても米國の有する債權を帳消する意志がない。世界の信賴は斯る行爲に依つて些かも高まるものでない。如何なる債務國も嘗てそれを示唆したことがない」と。而して「米國政府の今回の行動は我々が從來採り來つた政策と全く合致するものである」と稱して居る。

併し乍ら彼の此モラトリアム提唱の眞の目的が何處にあつたかは別問題として、獨乙の金融恐慌とその支拂不能に關聯して對米政府債務の支拂に猶豫を與へたといふ事は、歐洲諸國の對米戦債年賦金が各國に依つて獨乙の支拂ふ賠償金から支拂はれ、而もその大部分を占めて居る事實を認めればこそであつて、事實上戦債と賠償金とが密接な關係にあることを政府も認めざるを得ない。又政府の帳消反對論に就て見るに、同聲明書は「この債務支拂を決定した基礎は債務國の當時に於ける支拂能力に基いたものなるを以て、現今世界が當面せる如き異常なる状態を考慮する時は右支拂猶豫を認めることは我々の主義及び政策と毫も矛盾するものでない」。「此提案の本質は諸債務國政府に對し、その國民的繁榮を回復する時間的餘裕を與へんとするにある」と云ふは、畢竟債務國の支拂能力を失つた事を認めてその回復の餘裕を與へんとするに外ならぬし、又曰く「余は米國民が債務者の支拂能力を越へて毫末

も債権を取立てやうとする考のないことを確信する」と。然らば歐洲債務國の支拂能力が——その債務支拂が獨乙賠償金に依つて初めて可能なことを認める以上は、その獨乙の支拂能力も——ない、或はなくなつたと認める際は米國政府の立場からも帳消論は成立するであらう。又此モラトリアムの提案が「世界繁榮の回復の促進を助けんとする我々の意志を表明したもので、世界繁榮の回復に對して米國民は極めて深い關心を有す」と云ふ以上は世界恐慌打開策として提議せらるゝ帳消論も亦米國民の傾聴に値するものと云へやう。

更に米國政府側の一見解として元の國務長官 Colby が Academy of Political Science. Proceedings (May, 1932) に發表した所見を瞥見してみやう。彼は先づ平和會議以來のこの問題に關する政府の態度並に對外交渉を略述し、バルフォア覺書を以て賠償問題を解決し、世界を苦しめる有ゆる政治上の禍を祓はんとする凡ての費用を米國民に負はせんとするものであると難じた。彼は戦債の返還を賠償金の支拂とは何等關係なき事を主張するも、その返還が米國の對獨貸付金に依つて行はれて來た事實と一九二九年の米國の對獨投資の停止の結果、獨乙が賠償不能に陥つた事實とを認める。而して彼の主張では、獨乙は賠償の誠意を持たぬのであつて、その不能なりや否やは未だ立證されぬ所であり、又戦債の負擔が聯合國にとつて過重なりや否やも、亦佛國の巨額なる海外投資から見ても證明された所でない。尙彼は世界の窮乏も亦對米戦債に基くと云ふ事も認めない、蓋し歐洲は一九三一年一月以來戦債の支拂をなさず、而も世界の金融上の窮乏はその時以後急激に増大したではないかと説く。又彼は戦債元利金の支拂はれた最終年の額は二一五百萬弗であつて、之を支拂國の國民所得に比する時は〇・五%、その豫算額の二・七%

にして、他の方面には更に多くの額、例へば軍備にはその八倍、即ち一、八〇〇百萬弗が費されて居り、又それは諸債務國の貿易總額の一・一%に過ぎず、之を以て世界貿易を攪亂するが如き影響を與ふものにあらずと主張した。註

註 Hodgson, J. G. — op. cit., pp. 163-171 参照。

五

一九二六年十二月にコロムビア大學社會科學の教授四十二名が發表した「宣言書」中に於て戦債帳消論が主張され、又プリンストン大學の百十六名の教授が之に同意したといふ事は帳消論者にとつて非常な強みとなつた。

註 Withers, W. — The Retirement of National Debts. (1932) p. 193.

併し乍ら茲には戦債及び賠償問題の權威 Moulton 及び Pasvolsky の説を中心として、最近に於ける帳消論の主張を聞く事とする。戦債問題に關聯して米國の自由貿易論を強調した兩氏の意見は次の通である。

一、戦債と米國納稅者

若し米國が戦債を回収しなければ、それだけ米國納稅者が負擔せねばなぬことになり、従つてその幾分でも免除に對して、一般民衆の最も強い反對の存することは敢へて驚くに足らぬ事である。又財政的見地からすれば、その免除は國庫が米國納稅者から一層多額を徵收せねばならぬ事を意味する、蓋し自由公債は米政府の負債であつて、歐洲からの回收如何に拘らず支拂はれねばならぬからである。併し問題は外觀程簡單なものでない。米國家の財政問題は戦債の回收の外、國內の繁榮如何に依存する。一九三〇年以前の繁榮期には財政状態は彼等の困難を來さな

かつた。稅率は下げられ、而も歳入は政府一切の必要額を支出して餘り年々國債を償還するを得た。米國の豫算が均衡を失ひ、米國民に對する租稅負擔が重くなり出したのは大不況襲來以後の事である。若し戰債政策が不況を助長し、或は景氣回復の妨害となつて居るならば、それは合衆國の財政の困難に明に貢獻して居るのである。戰債を徵收させることが米國納稅者の眞の利益であると論斷する前に、先づ米國の對外貿易並にその一般的繁榮に對する戰債支拂の關係を考察する必要がある。

二、戰債と米國の貿易

歐洲諸國が戰債を支拂ふには結局之等の國が輸出超過(Sevicesをも含めて)となり、米國はそれに相應するだけ輸入超過とならなければならぬ。蓋し金も或額まではその爲に用ひ得るし、またそれより大なる程度に可動財貨及び資本財も一時は利用出来る。更に借入資金を以てすることも一時の手段となるが、之は單に負擔を増加するのみである。斯くて國際間に於ける負債の支拂は窮局に於て、債務國から債權國への輸出超過による外ない。

然るに米政府は輸入増加或は輸出の縮少を防止する政策を採つた。故に此問題と貿易策とは根本的に相容れぬ事が明である。一九二五年—一九三〇年まで政界及び財界には此デレンマを解決する方法が発見されたとの確信が普及した。即ちそれは外國に對する新投資に依つて輸出超過を維持し、而も戰債を受取り得るといふことである。戰債年賦金並に新貸付に對する利子の蓄積を超過する金額の新貸付を續けて行けば、合衆國の入超の必要は無期限に避け得るものと信ぜられた。但し結局斯かる超過の避け得ない事は認められて居たが、その最終日は遠い將來のこと

と見做された。そして必要とする様な貿易の調整は貿易の發展に従ひ、且つ現存産業組織に對して著しい影響を與へず漸次行はれ得るものと考へた。併し斯かるのんきな説は忽ち消滅せざるを得なくなり、戰債問題の米國貿易に對する關係は今や眞正面から相對さねばならぬのである。

米國の貿易は直接にも間接にも最も密接なのは歐洲であり、殊に歐洲は米國の輸出品の最も重要な取引先である。然るに一方、輸出貿易は國內取引の大なるに比して重要なものでない、即ち一九二九年の五十億弗の輸出も總生産額の一〇%以下に過ぎぬとの説を爲す者がある。併し輸出貿易は重要ならず、實際上の關係なしとの説は誤りである。輸出貿易の減少と共に、國內取引を擴張し得るとの假定には論據がない。その反對に、外國貿易の減少は必然國內取引の減退を伴ふ。一〇%といふ輸出額は總生産及び取引高に對する一般的平均に過ぎずして、或種の重要産業に對する輸出貿易の重要性を示すものでない。多くの米國基本産業にとつて外國貿易は死活的な重要性を持つて居る。例へば棉花の五四・八%、煙草の四一・二%、銅の三六%等は生産額に對する輸出額の割合である。之等の重要産業の國內需要が外國貿易の減退に應じて増加し得るとは推定し得ない。之等の産業の發展は國內の需要に應ずると共に、外國の大なる需要を考慮して行はれたものである。外國の需要減少は價格の低落を來し、その結果若干の需要の増加を生ずるかもしれぬが、之は米國民の一般的疲弊によつて相殺されるかもしれぬ。又外國市場の喪失は國內市場の縮少を來す處がある。蓋しその市場向の産業に従事した多數の人の購買力を減ずるからである。

次には輸出向産業から國內向産業に資本と人口を移し得ると説く論者がある。米國の如く自然の資源に富んだ國

では長い間には他の世界と完全に絶縁し得るかもしれないが、實際問題としては極めて重大な困難がある。その主な困難は有ゆる方面に於て生産過剰になつて居る事である。斯くて實際問題としては米國は輸出市場を維持せねば國內市場をも維持し得ず、況て之を擴張し得ないのである。

然らば戦債と米國の輸出貿易との關係はどうであるか。歐洲諸國は戦債を支拂ふ爲に、その輸出收入を使用せねばならぬ範圍に於て、彼等の米國輸出品の購買力は縮少する。而もその需要減少は負債の實際額より大となる傾向を有す、蓋し歐洲諸國の貿易制限政策の不可避的な普及の結果である。更にその支拂の爲の壓迫が財政上の不安定、従つて又社會的、政治的不安を生ずるに於ては最も重大な結果を來すに至るであらう。

結局何事によらず歐洲市場の購買力を助長する政策は、輸出産業の従業者の利益となり、間接には米國の全經濟界の繁榮を促進するものである。債務問題に關する世論の重大な欠陥は同問題を貿易方面に集中しなかつた爲に米國々庫自體の二層大なる利益を明に爲し得なかつた點にある。好景氣の回復と共に國庫に生ずる利益は戦債免除に依る損失を遙かに超過するであらう。

三、戦債と世界の繁榮

世界不況の原因と戦債問題との間には疑ふ可らざる關係があり、またその回復の過程と國際債務の存在との間には更に密接な關係がある。併し世界經濟の反動を直接戦債に歸せしめることは出來ない。不況が始つた當時には戦債と賠償金の支拂には何等の困難がなかつたが、一九三一年上半季に勃發した中歐の金融恐慌に始つた不況の第二

期は戦債、就中賠償と直接關係があつた。即ち獨乙財政及びその經濟制度は此不況期に臨んで賠償債務に應じ得なかつた。その影響は英國を初めとして全世界に及んだ。世界の繁榮と戦債との關係に就ての解答は(一)總ての賠償及び戦債々務の完全な消滅は世界經濟の繁榮を阻止するよりは寧ろ促進するであらう。(二)之等國際間の債務の回収は經濟的には債權國にとつて有利なるよりは寧ろ有害であらう。即ち生産的な經濟の發達の結果でなく、戦争といふ破壊的行動からの債務を回収せんとする企圖は、單に國際間の經濟的均衡の回復と世界の繁榮を妨げるに役立つばかりである。戦債の消滅は世界を腦ましつゝある多方面な一切の困難を解決することは得ないであらうが、世界の繁榮の回復と維持とは、若しも戦債支拂の攪亂的影響が全く除去されるならば遙かに容易になるであらう。註

註 Moulton & Pasvolsky — op. cit., pp. 403-422.

六

賠償及び戦債問題の最高權威者達から聞く言として、彼等の帳消論は餘りにも單純且つ樂天的である。世界經濟の問題としてはその繁榮の回復と維持に役立つであらうし、又米國の問題としては、歐洲諸國が帳消に依つて負擔の軽減するだけ購買力を増加し、それだけ米國の輸出を促進し、斯くて米國の不況を克服し得て、帳消に依る國庫負擔の増加以上の利益を納め得るであらうと説くのである。その主張の基調は全く百年以上も昔に歸つた自由貿易論である。従つて彼等の主張は一面米國の高率な保護關稅政策の反動である。即ち如何なる國家も引續き債權者の役目を果し乍ら、同時に益々輸入の制限を行はんとするが如きことは不可能であつて、世界の最大債權國として米

國は戰債を別としても、尙その關稅その他の國際商業政策を變更して輸入の適當な増加を許す必要のあることを主張して居る。之は過去に於ける米國の經濟政策、並に現在世界各國に益々高まりつゝ經濟的國家主義に對する全くの反動論であると云はねばならぬ。併しこの關稅引下の提唱は敢へて新奇の說とするに足らぬ事である、蓋し既に去年の大統領選舉に際しては民主黨がその政綱中に之を掲げて共和黨の保護關稅政策に對抗して、貿易障害の排除に依つて戰債整理の手段たらしめんとした所だからである。但しその後における米國財界の情勢の激變は新大統領をして之を實行せしめるに至るや否やは大いに疑問とせざるを得ない状態にある。また Hoover は、その候補受諾演説に於て、米國の輸出の歐洲市場が擴張されるなら、戰債改訂を行ふを辭せざる旨を述べたのであるから、今此兩候補者の見解は Moulton 及び Pasvolisky の所說中に包含せられ、更にそれが徹底されたに外ならぬものと見ることが出来るであらう。

Moulton の同僚シカゴ大學の Hardy D. Gideonse も亦 War Debts なる一小冊子を公にして此問題に就て輿論に訴へて居る。彼は戰債問題を以て戰債が貸借なりとか、捐金なりとか、或は之が米國內で費消されたとか、戰爭の目的の爲めであつたと云ふ事は重要問題ではなく、「如何にして債務は辨濟され得るか」、又斯かる返濟を強要することが「米國の利益なりや」といふ事が大問題なりと見る。先づ彼は戰債及び賠償問題の經過をベルサイユ會議以來第一期天文的數字の時代、第二期債務國の「支拂能力」中心時代、第三期債權國の「支拂受納能力」時代に分つた。即ち第一期に就て云ふことはないとして、第二期は正直な債務國が支拂ひ得る以上の金額の債務を承認するこ

とを債務者に期待し得ないといふことが考慮されるに至つた時代、即ちこれは Dawes 案の交渉、並に米國が英國との戰債整理協定以後その他の債務國との間の協定調印前に始つた。第三期は比較的新しく、債務國が支拂はんと欲し、且つ支拂ひ得ると假定しても、債權國が之を受けんと欲し、また之を受け得るや否や、即ち債權國の「支拂受納能力」といふことに就ては聯合國側債權者には一九二五年の國際經濟會議の Scheep 報告中に表はれ、又米國內に於けるの戰債論議に於ては國內市場から外國人を驅逐せんと欲し、同時に彼等が米國に對するその債務の「神聖」を認めることの怠慢を非難せんとすることが問題となるに至つた時に始つた。

註 Gideonse, Hardy D. — War Debts, 1933.

Gideonse は過去に於ける戰債整理に就て次の如き觀察を下して居る。即ち米國の行へる年賦金の支拂に依る戰債の輕減は大體に於て貸付當時以後の世界物價平準の低落に相適應するものなるに、一九二九年以後は一九二六年に比して尙四〇—五〇%の下降を來したのであるから、景氣運動から見れば、更に同一率の切下げを行ふも變化なき譯であるし、且その間に獨乙の對聯合國賠償金支拂は消滅し、戰債支拂を負擔する資本市場がその支拂の意思と能力に大影響を蒙つたことを彼は認めた。而して Dawes 案も Young 案も共に債權國が獨乙の貿易を促進すると云ふ推定の下に行はれたのである。そして結局國際貿易上に於ては債權國は財貨及び勞務を一層多く進んで受取らねばならぬのに、最大債權國 (Young 案の賠償金の七〇%を取得する) 米國が Young 案制定の年に非常な高關稅率を制定した事實を彼は指摘して、國際貿易状態に或安定を齎らし得ぬ様な債務の解決は、その中に其決定を結局死滅せ

しめる原因となる細菌を包含するものにして、「支拂能力」を低く評價して債務及び賠償金を減じ、同時に關稅その他貿易の障害を増大すると云ふ事は極めて明な矛盾を犯せるものなりと評した。而して彼は此矛盾を以て戰債に對する態度と商業政策との不一致に歸した(——此點に就ては Moulton 及び Pasvolsky の著書も言及して居る——)。

註 同様の意見は Sir J. Sampa, F. W. Hirst なども述べて居る。

Gideonse は次に「支拂能力」と「支拂受領能力」との交渉に就ては、米國政府の欲するのは債務の通貨拂を受け、之を以て自國政府の債務を辨濟せんとするにある、然るに之に對して債務國がその通貨を得て返還し得るのは、(一)金(二)非爲替(三)新債務契約に依る外なく、結局に於て返還の中心問題は債務國がその財貨及び勞務の賣却に依る外なきことを説く點に於ては既述の Seligman, Moulton 及び Pasvolsky 等の説く——米國へ従前より多く賣るか或は米國からヨリ少く買ふかに歸する——處と大同小異である。米國への輸出を増加せんとする努力に對しては、米國生産業者側からの一層多くの「保護」の要求に依つて債務國の支拂は困難にされる。米國の此政策は、反對に債務國側の「報復」となり、米國からヨリ少く購入することに依つて債務を支拂はんとするに至り、斯くて又米國側の保護の要求となり、終には國際貿易は停止を見るに至るであらう。之を對米債務の實際に就て見れば債務國をしを擴大せねばならぬ。而してこの事は殊に物價低落の際に於ては債權國の貿易障害を著しく減ずることに依つてのみ可能であると。

然るに米國には戰債交渉を利用して輸出市場を擴大せんと欲する議論、例へば前述の Hoover の所説の如きがある。Gideonse は之を以て的はづれの議論なりと爲し、國際債務は債權者たる生産者のために債務國に市場を開くことに依つては支拂はれ得ずして、世界貿易のために債權國の市場を開くことに依つて可能であると。而して若しも米國がその輸出市場の擴大と債務の支拂との兩方に利害關係を有するとせば、米國は益々その關稅を低減して、債務國がその債務支拂の爲の非爲替を十分に得られるのみならず、米國の輸出品に對する購買力をも取得出来る様爲す可きであると。

歐洲諸國の軍備費は多くの戰債帳消反對論者に依つて恒に問題とされて來たところである。曰く戰債年金の七八倍を軍備費として費しつゝあるを以て戰債償還の能力あり、或はまた戰債帳消はその資金を以て益々軍備を擴張し、戰爭勃發の危険を助長すと。既に Friedland 及び Cobby の説には言及した所であるが、フーヴァー・モラトリアム聲明書の末尾も亦此問題に觸れて居る。然るに Gideonse は軍備費は外債の支拂能力の有無の證據となり得るものにあらずして、例へば英國が之を半減したりとするも英國の諸銀行に非爲替の數量を増加するものにあらず、若し又外債支拂能力に關係ありとせば、その輸出品並に勞務に對する課稅の影響を通じて間接に有するに過ぎずと。註

註 著者は一九三二年十二月の佛蘭西の戰債不履行に對して米國人の有する對佛惡感情に就て、戰債問題に關する佛國の特殊性を説いて之に同情ある意見を述べて居るが、茲には省略する(Cop. cit., pp. 2328.)参照。

然らば如何なる手段が米國にとつて最も賢明な有利な策であるか。彼曰く先づ米國貿易の現状を見るに、歐洲諸

國は何れも米國の輸出品(農工業品共)を買ふまいとして居ると。之は多くは米國の高關稅に對する反動である、蓋し世界市場が縮少しつゝある際には、債務者の立場として之は避く可らざる事である。斯くて米國の對債務國關係と關稅政策の結果、米國の輸出に對して世界市場は著しい減退を來した。その上通貨の減價せる國々との貿易も亦米國にとつて不利になりつゝある、換言せば債務國は米國品をヨリ少なく購入し、且つ關稅障壁の存するにも拘らず、彼等はヨリ多くその商品を販賣するのである、然らば債務の支拂を幾分でも帳消にすれば如何なる結果を生ずるか。彼は米國の納稅者が外國人の代り支拂を引受ける様になることの事實であることを認める。併し結局に於て債務解決の迅速な改訂は世界市場から主なるデフレーションの原因を除去し、而してそれだけでは決して復興に導くことは確實ではないが、引續き不況に陥らしめんとする主な影響を排除し、又その帳消は新たな貨幣安定と貿易障害の減少に對する主要なる妨害物を除去するであらうと。之が Gideonse の取消論の論據である。

Gideonse も Moulton 及び Pasvolsky 同様の例を引用して、排外的な米國の孤立的經濟生活の主張に反對し、米國の生産總額の一〇%に相當する輸出額が米國經濟に對する重要性を主張し、自足的經濟生活は低い生活程度に於て實行し得るに過ぎずと爲した。斯くて資本主義的文明は世界市場と世界貨幣との假定の上に立つものにして、その回復に向ふ第一歩は世界貿易の活動の復興に向けられねばならぬ。そして確實な通貨と貿易障害の減少とはその前提條件である。之等は共に債務解決の迅速且つ根本的な改訂に依存するものであると。尙彼は自利の賢明な又寛大な見解は終局の、且つ一層大なる福利の爲に比較的重要でない疑問な利益(フーヴァー・モラトリアムの前年の

受取額二三六百萬弗、一人宛二弗弱といふ如き)は直接犠牲にすべきであると。而して彼はその回復の第一歩はロザンヌ會議であつたと爲し、その第二歩は今春の倫敦に於ける國際經濟會議にありと期待したが、此會議が失敗に歸した事は周知のところである。

七

Moulton 及び Pasvolsky 並に Gideonse の戦債償消論は米國並に世界經濟の繁榮の回復とそれに關聯した貿易論——殊に米國の關稅引下げに依る繁榮の復興——を中心とした議論であつたが、彼等より更に徹底した帳消論を説へて居る者がある。例へば歐洲事情の精通者 Frank H. Simonds の著 America Must Cancel (1933) 中の所説が之である。彼は國內の私債と國際的債權とを比較して、前者の場合とは反對に後の場合には困るのは債權者である、蓋し債權者に返還を訴へるに裁判所なく、又之を受けるには自國の事業界の組織を甚だしく變更せねばならぬと(pp. 31-32)。債權の回収を以てやはり従前より多く買入るか、或はヨリ少なく賣却するかの問題に歸し(p. 39)、更に國際貸借に就ての「支拂能力」と「支拂受納能力」とを問題にして債務國の「支拂能力」は債務國の生産機關の完全な復舊と共に實際に制限なき——財貨と勞務で評價される時は——に對して、米國の「支拂受納能力」は國の内外に於て自國の事業を制限すること得、且つ之を欲する範圍に嚴充に限られて居ると(p. 43)。而も彼に依れば米國は嘗て一文も戦債の支拂を受けぬ、即ち先づ米國が獨乙へ貸し、獨乙から聯合國側へ賠償金として支拂ひ、之が米國へ歸來したのであつて、米國人は一方のポケットから錢を出して他のポケットに入れて居るに過ぎぬ(Chap. II, pp.

る。而して獨乙が之を支拂ひ得る爲には米國は獨乙の財貨及び勞務を以ての支拂を認めねばならぬ。また米國の納税者——米國の投資家は明に納税者である——は改めて戦債帳消が行れるのを待つまでもなく、戦債を支拂つた、蓋し投資家は獨乙證券に投資することに依つて之を支拂つて居つた。即ち米國人は片時も戦債の負擔を免れた事はなかつたのである。米國內の投資家は總ての支拂資金を供給して、その代りに獨乙證券を受取つたのであつたが、之は合衆國が獨乙の財貨と勞務との流入を拒絶する限り全く無價值である (pp. 60-61)。斯くて米國から獨乙への貸付の停止はフーヴァー・モラトリアムの必要となり、次いで各國の戦債支拂停止となつた。Simonds に依れば、その上昨年末の英國の戦債年金支拂を以て、英國は通貨の下落に依つて、世界市場に於て米國以下の安賣りを爲して、之を取戻して居るので、佛國がその年賦金を支拂はぬ代りに金本位を維持して通貨を下落させぬのでは、米國にとつて兩國の間に全く何の差別もない事である。(pp. 66-67)

更に Simonds は何等かの交換條件を以て戦債帳消を爲す事を無益なりとする、蓋し彼の意見では既に戦債は帳消にされて居るものだからである。例へば戦債帳消と米國の貿易促進とを交換條件にするとせよ。外國の關稅引下げは米國をして他國に米國商品をヨリ多く賣ることを可能ならしめると共に——米國の關稅に變化なき限り——之等の國には新債務を支拂ふ新財源を持たぬ點に困難が存する。即ち米國は賣るだけ買はねば、その差額だけ貸付けねばならぬ、斯くて新貸付を行へば、その手續は單に舊債の代りに新債を以てしたに過ぎぬ。併し若し米國がそれ

に伴つて自國の關稅を引下げることに同意するならば、米國は二度の支拂をなす様なものとなるであらう。(pp. 70-71) 又戦債帳消を軍備縮少の代償としたとする。政治上の困難は別として、假りに佛國が完全な軍縮を行つたらその結果如何。佛國の租稅はそれに應じて減少し、その生産費は等しく低落して、英國同様に國際市場に於て米國以下に安賣りするであらう。(p. 72) 然らば米國は戦債を取立る方法はないか。その爲に米國がせねばならぬことは戦争である。その時には丁度この債務が最初行はれたのと同様に、物資及び勞務での支拂を受けることが出来る (p. 78)。

更に彼は戦債以外の米國の對外債權に言及し、一九二〇年—一九三一年間の貿易差額五〇〇百萬弗並に外に公私債の元利金七〇〇百萬弗の受取分がある。之の支拂を受けるにはそれだけ多く輸入するか、又はそれだけ輸出を減じなければならぬ。然るに米國政府は却つて關稅を高め或は獎勵金を與へたる結果として、公債にはモラトリアム私債には取立休止協約を締結せねばならなかつた (pp. 82-84)。

戦債は既に死んだもののあるのにそれを適當に葬り得ないのは民衆の反對があるからである。併し若し米國が政治的に帳消不可能ならば、歐洲は支拂を拒絶するの外ない。然らばその拒絶を避ける方法如何。モラトリアムの宣言に及くものはなく、斯くて戦債問題の解決は米國の輿論と政治的意見とがその真相を悟るまで待つ外ない。之が Simonds の意見である。併し彼もこの帳消或は拒絶も共に内外の繁榮を直ぐに回復するものとは考へない、唯これまで絶望的に閉されて居つた行路を明にするものであると見る。(pp. 90-96)

Simonds の説く所は徹底した戦債帳消論である。然るに茲に又條件付帳消論を提案して居る者がある。それは Young & Otley, Inc. (New York) 發表の Facts Concerning War Debts (1932) 中の提案である。本書は戦債問題の統計圖表に依る解説書であるが、その卷末に戦債帳消に關する兩院共同決議案を提議して居る。而して提案者は之を採用することに依つて、米國は戦債問題から最大の利益を納め得ると共に、諸戦債國が絶えず物價を引下げ、國際貿易を抑制し、又爲替制限、非常時關稅、輸出獎勵金その他を必要とする様な引渡を要求することに依つて、農業の困難、事業の收縮並に失業を一層甚だしからしむる現在の米國の主張を削除するものである。また此提案は債務國政府をして支拂を拒絶せしめるに至る事を以て、米國の最上の顧客の信用を害し、而も米國の貿易の利益する所なきものとして之を排斥し、又帳消を以て總ての貸付金の確實性を危からしめ、且つ將來に悪影響を與へ、米國の爲に利益となる所なしとして之をも排斥して、大要次の如き兩院共同決議案の提案を爲して居る。

- 一、五名の委員(農業代表、勞働代表、二主要實業家、金融専門家)を以て「國際貿易及び戦債委員會」を組織す。
- 一、大統領に、總ての貿易障害を除去する爲の「國際經濟會議」の開催の盡力を要求す。而して前掲委員會に此會議に於て米國代表として、各國と對米戦債に就てその延長の方法、モラトリアム或は一部の消滅等を相互に貿易上の讓歩を行ふ代償として協議する權限を賦與す。
- 一、同委員會に各國それぞれとの對米戦債の決定的解決は、米國からの輸入を獎勵し之を増加せんとすることに就て各國政府が表示し、且つ施設する所の協働の程度に依存するものなることを通告する權限を賦與す。

一、大統領に Young 案に依る年賦金に關して、各債務國別々に二十五ヶ年間のモラトリアムを許す權限を與ふ、但しその許可條件は、(一)その國家が此決議の目的を實現するに役立つ様な救濟を行ふ可きこと、(二)その國家は前記委員會の提案に従つて米國の外國貿易を回復し、且つ發展せしめんとして米國を援助する爲めに徹底的な且つ有ゆる手段を講じて協働することを約す可きこと、並に(三)その國家は同國が債權者たる戦時賠償金の支拂及びその他の戦債支拂に同様のモラトリアムを宣言す可きこと。

一、此委員會に、之等の外國政府と二十五ヶ年のモラトリアムの間、毎年對米戦債の一部が同國の各年の米國からの輸入高に應じて帳消となることを協約する權限を賦與す。

一、二十五ヶ年のモラトリアムを各國に許すに當つて、大統領は毎五年末にこのモラトリアムの米國に與ふる利益を再考する權限を保留す、而して若しも債務國の何れか一國が米國との國際貿易を回復し、之を發展せしめるに有效な施設を行ふことを怠つた場合には、モラトリアムは自然消滅に歸し、而して Young 案の協定に基く過去の對米の一切の支拂は直ちに期日として支拂はる可く、且つその後の一切の支拂は Young 案規定の通りに支拂はる可きである。註

註 Facts Concerning War Debts, pp. 101-102 尙此提案に類似した提案は一九三二年五月十三日に「スタンダード鐵道」

「ニオン」加盟の三分の二の組合の會長(七名)が失業問題に就て大統領にその窮狀を訴へた際に建言して居る。(Op. cit., p. 83)

此共同決議案の考案者は、之に依つて米國の國際貿易が刺激されるならば、その輸出入貿易は例へば一九二七年の如き、平常年度の水準近く引上げられ、輸入額も同年度位にしか負擔にならず、同時に輸出額は現在の二〇〇%近くも増加し得ることになる。斯かる輸出増加の結果は米國の内外の市場を現状より非常に擴大するに至る。即ち此決議は斯かる結果を得んが爲に貿易増進の代償として戰債の回収を犠牲に供せんとするものである。それと同時に巨額な引渡問題も解決されるであらう。尙此輸出の増加と共に國內農工業の購買力は回復し始め、各種産業及び商品に對する米國の税率は一層正常な率に引下げられ、而も政府への収入は維持されるであらう。斯くて課税の負擔は一般に軽減されるであらうと。之が提案者の主旨である。

併し乍ら斯かる重大な國際的の讓歩に依つて成立し得る提案は米國議會並に一般民衆の承認する所となつても、現今の如き國際情勢の下に於ては到底實現不可能のことである。之よりは寧ろ Simonds の無條件帳消或は長期のモラトリアムの宣言を以て優れりと云はねばならぬ。對米戰債不拂の點に於て、初めて共同戰線を敷いた歐洲諸國は決して斯かる米國の要求に應ずるものでない。米國の要求は多大の讓歩——ローザンヌ協定を實施し得る事實上帳消に近き——を見ねば歐洲諸國の同意を求め得ぬであらう。斯かる意味に於て既に本論の初めに於て指摘した如く、今日の對米戰債問題は今や歐洲諸國の問題である以上に寧ろ米國にとつての重大な對歐問題である。また今後に於ける米國政府の對内政策の問題となりつゝあるものと云へるであらう、即ち一部の有識者の主張するところと議會並に一般民衆の輿論とが如何なる點に於てその調和を求め得るか問題である。Simonds は民衆の真相の理解ま

で待つべしと云ふ。而して一方には此點に就て樂觀説を爲す者がある。Britain and the War Debts の著者 Leonard J. Reid) The Daily Telegraph 記者)の如きが之である。即ち米國に於ても銀行家、事業家、經濟學者達は戰債が歐米双方に有害なるを認識し始めたが、併し民衆、殊に中部西部に於ては政治家に依り歐洲が支拂ひ得ざるは軍備費を多く費すためなりと説かれ、又納税者は負擔が増加し、且つ豫算の不足が更に増税を脅かしつゝあるに、現狀打破の唯一の方法が、更にその不足を大にし増税せしめる様に思はれるのに外債の一掃にありと説かれるので、之を信じ得ない状態にある。併し近時民衆も之を理解し始めた徴候は認められるに至つた。農民が今では何等かの機會には、農産物の輸出の不能或はその代價の引合ぬことを以て、戰債と交渉ありやを問ふ様になつて來たと。之は Reid の觀察であるが、更に彼は政府の態度に就ても樂觀的であつて歐洲大戰當時の米國政府が態度を急變しての參加を擧げて、米國人は峻嚴な事實——歐米兩方に利益なりとの——を説得される時は直ちに之を採用すると。尙彼は米國の國際的な「孤立政策」に就ても Moulton 及び Pasvolsky 並に Gideonse 同様に觀察して此説は支持者を失ひつゝありと云ふ。註然るに新大統領の就任以來米國の政界に現はれた情勢は大統領への獨裁的權限の賦與に依るインフレーション政策から更に進んで統制的經濟政策の遂行に轉ぜんとしつゝあるは、その一面に於て今後に於ける此孤立的政策の強調を豫想せしむるのである。元來資本主義經濟の存続とその發展は國際的のみ可能にして到底斯かる手段に依つて今日の世界的不況を米國獨り克服し得る所でないが、而も今後米國が若干の統制的政策を行ひ、その効果を幾分にも納めんとするには、その遂行途上に生ずる他國との協商の上に於ては、この孤立的態

度を探らざるを得ざるに至るであらう。既に先きの倫敦に於ける國際經濟會議に早くもその片鱗は窺ひ得た處である。然らば今後の戦債問題の協商に就ても、結局に於ては既に述べたる如く、帳消的讓歩——何等かの代償を得て——に依つて解決を見るの外ないであらうが、その間の過程には此點即ち米國の孤立的政策強調の點に於て、各國との間に尙久しきに亘つて種々なる紛糾を免れ得ないであらう。

註 Reid, Leonard J. — Britain and the War Debts. pp. 54-58(1933)

顧るに對米戦債帳消論は歐洲大戰直後には歐洲復興の一策として、又今日では世界的不況打破の一助としては何人も之を首肯する所であつて、十余年前に溯り Keynes 其他の主張以來此意味に於ける經濟論としては既に解決された問題である。併し之を米國側から見れば、その帳消が米國に取つて債極的に有利なる所以を納得せられねばならぬ問題である。その爲に今日主張されつゝあるのが「支拂受納能力」の否定であり、又世界貿易の回復に依る米國の繁を期待する帳消論である。併し既述の如く諸家の説く所は繁榮回復策として大同小異何れも迂回的にして、また今日經濟的國家主義擡頭の時代に當つて余りに樂天的に失するものと云はざるを得ず、未だ全米を納得せしめるに足るほど有力な經濟論を認め得ない状態にある。

而も歐洲諸國は事實上不拂を表明して戦債の徹底的改訂を要求して居る以上、米國は——自國の經濟政策論としての帳消の可否の決定を別としても——現實の國際問題として何等かその態度を決定せねばならぬ状態にあるといふのが米國に於ける戦債問題の現状であると云へるであらう。

地租改正前後の農民運動

小池基之

明治維新は「資本家的生産關係の支配的展開への端緒」(註)として劃期的重要性を有する。近代的な諸制度及び諸階級對立の發端は之を明治維新にまで跡付けることが出來やう。従つて、近代農民運動史の叙述は、大正十一年四月の「日本農民組合」の結成に筆を起すべきであらうが、尙、その前史は少くとも地租改正並びにその前提を爲した農業改革を中心として起つた農民騷擾一揆に遡ることが出来る。その形態は、明治十年西南戦役を轉期としてブルジョア民主主義運動としての自由民権運動に解消するまでは、——尙それ以後に於ても——舊封建社會から繼承せられた一揆形態を存續してゐたものではあるが、明治維新のもつ重要性の故に、殊に階級分化の起點となつた原始的蓄積の積杆としての地租改正、並びにその前提要件である農奴解放が近代的農業史の起點として有する重要性の故にである。この意味に於て筆者は近代農民運動前史の第一期を構成する明治初期殊に地租改正を中心とする農民運動の本質並びにその意義を究明せんとするものである。その爲めには、先づ明治維新の變革過程の社會的政治諸條件によつて決定される小農民の階級的地點、即ち農民に對する支配隷屬の搾取關係と商業資本・高利貸資本の具